

議案第61号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成10年5月8日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年5月8日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成10年3月31日

三朝町長 吉田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「法第601条第3項」の次に「（法第602条第2項及び第603条の2の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を」を削る。

第24条第2項中「272,000円に」を「280,000円に」に改める。

第25条中「町内において独立の生計を営む者」を「町内の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）」に、「提出しなければならない」を「提出し、又は町内の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない」に、

「変更した場合その他申告し」を「変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る町民税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第26条第1項中「町民税の納税義務者が前条」を「前条第2項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第54条第5項中「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）」を「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下本項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）」に改め、「同法第100条の2」の次に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）」を加える。

第61条第9項中「第74条の2」を「第74条」に改める。

第64条中「事業所」の次に「（以下本項において「住所等」という。）」を加え、「町内において独立の生計を営む者」を「町内の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）」に、「提出しなければならない」を「提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない」に、「変更した場合その他申告し」を「変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載し」に改め、

同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第65条第1項中「固定資産税の納税義務者が前条」を「前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第79条中「但書」を「ただし書」に改め、「よって固定資産課税台帳」の次に「又はその写し」を加える。

第106条中「事業所」の次に「（以下本項において「住所等」という。）」を加え、「町内において独立の生計を営む者」を「町内の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）」に、「提出しなければならない」を「提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない」に、「変更した場合その他申告し」を「変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉱産税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第107条第1項中「鉱産税の納税義務者が前条」を「前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第131条第2項中「昭和44年1月1日（令第54条の11第1号に掲げ

る土地にあっては昭和47年4月1日、同条第2号に掲げる土地にあっては昭和48年7月1日)前に取得したもの及び「都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削り、同条第4項中「土地区画整理事業」の次に「(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)」を加え、同条第5項中「同法第100条の2」の次に「(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)」を加える。

第132条中「事業所」の次に「(以下本項において「住所等」という。)」を加え、「場合には、町内において独立の生計を営む者」を「場合においては、町内の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)」に、「提出しなければならない」を「提出し、又は町内の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない」に、「変更した場合その他申告し」を「変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載し」に改め、同条に次の1項を加える。

2. 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第133条第1項中「特別土地保有税の納税義務者が前条」を「前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第136条中「法第586条又は第587条」を「法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「1月1日前1年以内に取得した土地」の次

に「（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）」を加える。

第140条第2項中「法第601条第3項」の次に「（法第602条第2項及び第603条の2の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を」を削る。

附則第4条第1項中「日本銀行法（昭和17年法律第67号）第21条の規定により日本銀行が定める商業手形の基準割引歩合」を「日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「基準割引歩合のうち」を「基準割引率のうち」に改める。

附則第5条第1項中「34万円」を「35万円」に改める。

附則第6条に次の1項を加える。

2 平成11年度以後の各年度分の個人の町民税に係る第33条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第41条の5の規定を除く。）」とする。

附則第15条中「第4項まで」を「第6項まで、第31条の2の2第1項」に、「第587条」とあるのは、「若しくは第587条」を「第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文」に改め、「第7項」の次に「と、「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2、第31条の2の2、第38条第4項若しくは第39条第6項若しくは第7項」を加える。

附則第15条の2第4項中「第7項」を「第8項」に、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第134条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

5 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の4第1項に規定する

額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額）をいう。

(1) 宅地評価土地（法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。） 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、さらに1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、町長が適当であると認める率を乗じて得た額）

附則第16条の4第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第4項に規定するものについては、適用しない。

附則第16条の5を削る。

附則第17条第1項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 平成11年度から平成13年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第2項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が6千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が6千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 240万円

(罰則等に関する附則)

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6千万円を控除した金額の100分の5.5に相当する金額

附則第17条の2第1項中「同項各号」の次に「及び前条第2項各号」を加える。

附則第17条の3第1項中「附則第17条第1項」の次に「(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、「同項各号」を「同条第1項各号及び同条第2項各号」に改める。

附則第18条第1項第1号中「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改め、同条第5項中「附則第17条第3項」を「附則第17条第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第6条に1項を加える改正規定、附則第16条の4の改正規定、附則第16条の5を削る改正規定、附則第17条、第17条の2、第17条の3及び第18条の改正規定並びに次条第2項及び附則第5条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)

第24条及び新条例附則第5条第1項の規定は、平成10年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成9年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の4から第18条までの規定は、平成11年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成10年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成10年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月30日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定（新条例第132条及び第133条の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成10年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成9年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第136条及び附則第15条の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）附則第15条の3第2項の規定により課する特別土地保有税を除く。）については、なお従前の例による。

3 新条例第19条及び第140条の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後に取得される土地の取得及び施行日前の土地の取得であって法第599条第1項第2号又は第3号の規定により平成11年2月末日までに申告納付すべきもの（平成10年2月末日までに申告納付した、又は申告納付すべきであったものを除く。以下この項において「平成11年2月末日までに申告納付すべき土地の取得」という。）に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得（平成11年2月末日までに申告納付すべき土地の取得を除く。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 平成10年1月1日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（旧条例附則第15条の3第2項の規定により課する特別土地保有税に限る。）については、なお従前の例による。

(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に関する経過措置)

第5条 所得割の納税義務者が平成10年1月1日前に行った租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法第28条の5第1項に規定する超短期所有土地の譲渡等に係る個人の町民税については、なお従前の例による。